

Antitrust & Competition

Tokyo

Client Alert

17 September 2019

本アラートに 関するお問い合わせ先



パートナ-03 6271 9463 akira.inoue@bakermckenzie.com



哲朗 カウンセル 03 6271 9740 tetsuro.sato@bakermckenzie.com



シニア・アソシエイト 03 6271 9746 yu.okamura@bakermckenzie.com

オーストラリア初となる労働組合及びその職員 に対するカルテルでの刑事裁判手続はさらに 長期化する見込み

オーストラリアを代表する労働組合である建設・林野・海運・鉱山・エネル ギー組合 (Construction Forestry Maritime Mining Energy Union; CFMMEU) 及びその職員に対するカルテルでの刑事裁判手続は、2度の審理の延期が認 められ、さらに長期化する見込みである。

オーストラリア競争・消費者委員会(Australian Competition and Consumer Commission; ACCC) 及びオーストラリア連邦警察 (Australian Federal Police; AFP) による調査の後、連邦公訴局長官 (Commonwealth Director of Public Prosecutions: CDPP) が、CFMMEU 及びその職員をキャンベラの下級 裁判所に起訴したのは、2018年8月のことである。本件は、オーストラリア の 2010 年競争・消費者法の下で初めてとなる労働組合及びその職員に対する カルテルでの刑事訴追であり、ACCCによれば、CFMMEU及びその職員の1 人は、2012年から 2013年の間、鉄筋及び足場材料の供給者に違法な協定を 締結するように促そうとしたとされている。

その後、同裁判所において刑事裁判が進められてきたが、手続に時間を要し ている。2019年4月の公判において、裁判官が被告人側の弁護人に証人への 反対尋問申請を準備することを許可し、当局の開示資料が大部に渡ることも 考慮し、4 か月間の猶予を認められて、同 8 月に公判が延長された。8 月の公 判では、検察側は、被告人側の反対尋問申請に反対する予定はないものの、 関係する4人の証人との間で、捜索令状などを巡り対立があると述べた。本 件が新たな種類の案件であることも考慮して再び公判が延長され、次回の公 判は2020年4月に開かれることになった。